

第3次みやま市行政改革大綱

平成30年2月



みやま市

目 次

第 1 章 行政改革の必要性	1
(1) 本市の状況	
1. 人口の状況	
2. 財政状況	
(2) これまでの行政改革の取組み	
(3) 行政改革の必要性	
第 2 章 大綱の位置付けと計画期間	6
(1) 大綱の位置付け	
(2) 計画期間	
第 3 章 大綱の基本方針	7
第 4 章 具体的な取組み	9
(1) 行政改革大綱の体系	
(2) 具体的な取組み	
I 開かれた市政への取組みと市民等との協働	
II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供	
III 組織力の向上	
IV 安定的な財政基盤の確立	
第 5 章 大綱の推進	13
(1) 推進体制	
(2) 大綱に基づく実施計画の策定	
■ 第 3 次みやま市行政改革大綱実施計画	15
■ 資料編	43

第1章 行政改革の必要性

1 本市の状況

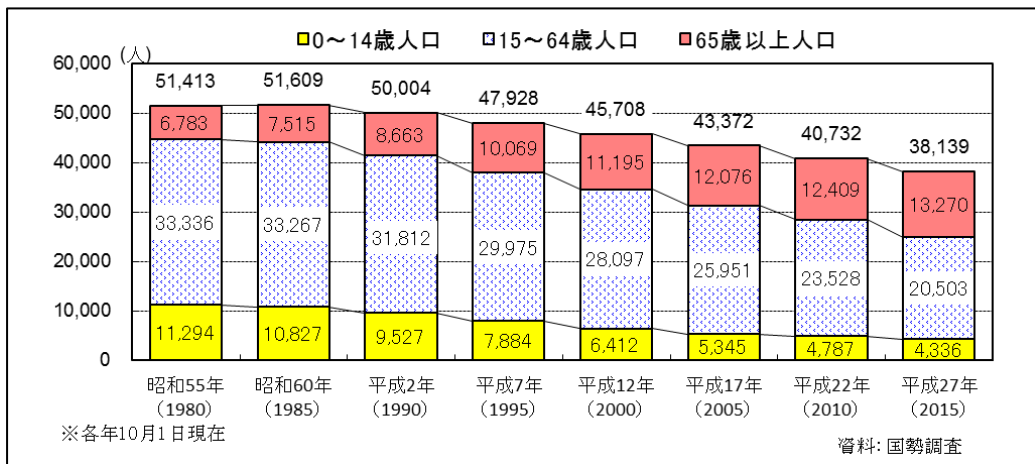
(1) 人口の状況

本市の人口は、昭和60年以降一貫して減少傾向にあります。平成27年国勢調査の人口は38,139人で、昭和60年(51,609人)から約26.1%減少しています。また、この30年間で、65歳以上の人口割合(高齢化率)は著しく上昇しており、平成27年国勢調査の高齢化率(34.8%)は昭和60年(14.7%)から20ポイント上昇しています。その反面、14歳以下の年少人口割合は低下の一途をたどっており、急速な少子高齢化社会が進行しています。

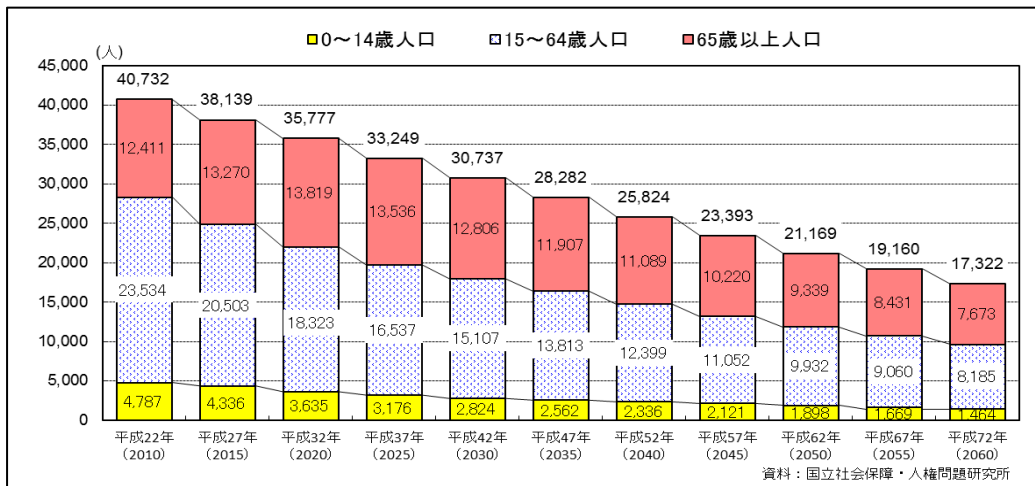
国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、本市の人口は今後さらに減少を続け、平成52年(2040年)には25,824人で平成27年と比べて約32%減少し、人口の約43%が65歳以上、生産年齢人口(15~64歳)は48%(平成27年国勢調査は54%)になると推計されています。

このようなことから、歳入では、生産年齢人口の減少による税収の減少、歳出では、老年人口の増加による医療、介護などの社会保障関係経費の増加などにより、市の財政運営が厳しさを増す状況となることが懸念されます。

<人口の推移>



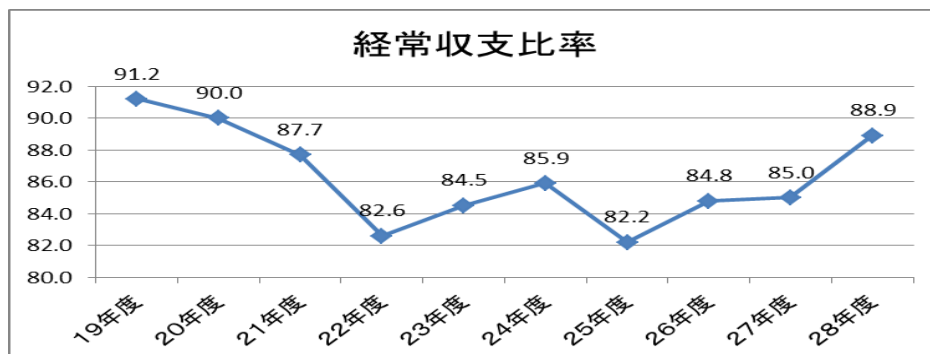
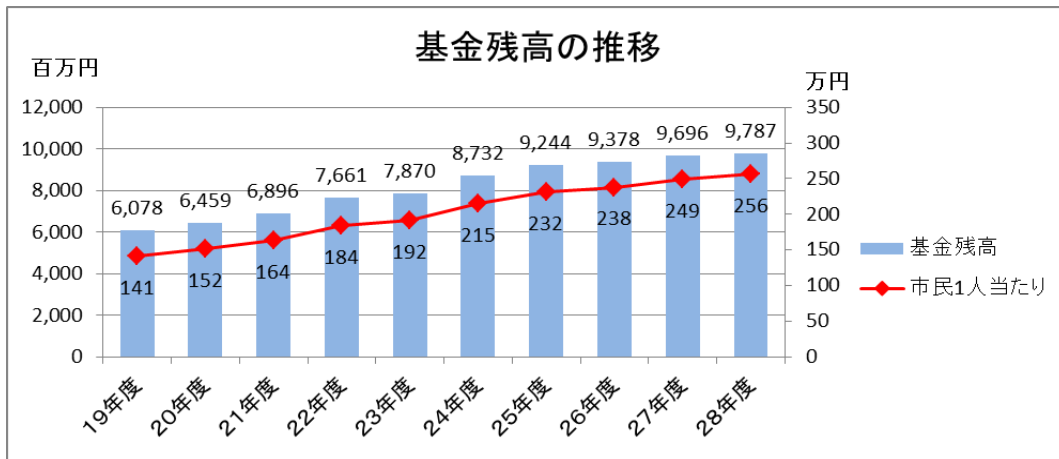
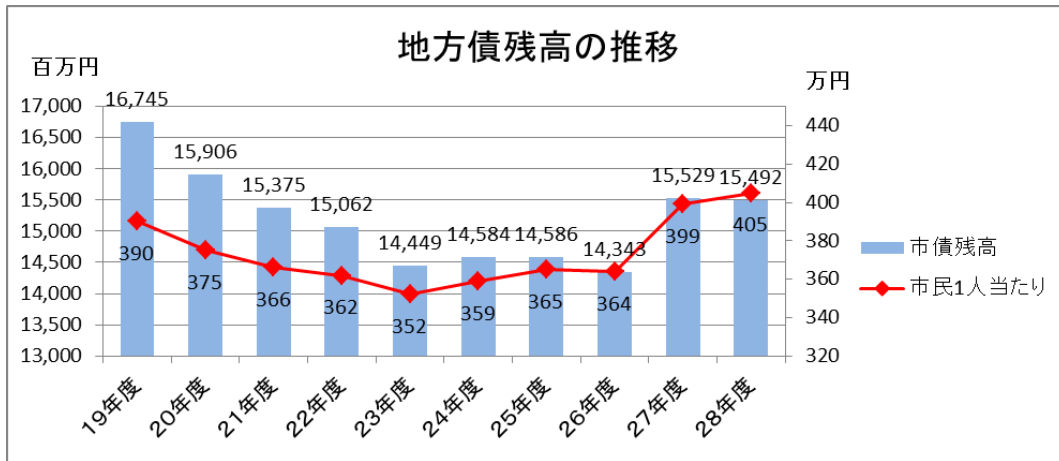
<人口推計>



(2) 財政状況

本市の財政状況は、これまでの行政改革の取組みの成果などもあり比較的良好に推移しています。しかし、歳入では、自主財源に乏しく、財源の約3割が地方交付税に依存している状況で、市税などの自主財源の脆弱さが課題となっています。国の厳しい財政状況から地方交付税の減額や、平成28年度より始まった普通交付税の合併算定替えの縮減の影響などにより減収が見込まれることから、新たな財源の確保が必要です。一方、歳出では、人口減少に歯止めをかける新しい取組みや市民ニーズへの対応、少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増加などにより、今後の財政運営もさらに厳しくなることが予想されます。

このため、今後も引き続き効果的・効率的な行財政運営を推進し、財政の健全化に努めていく必要があります。



2 これまでの行政改革の取組み

本市では、合併からこれまで行政改革大綱及び実施計画を2回策定し、行政改革の推進に取り組んできました。

(1) 第1次行政改革の取組み（平成20年度～平成24年度）

第1次行政改革では、合併効果を最大限に生かし、歳出削減の取組みを推進してきました。特に組織機構の見直しや定員適正化計画の推進による職員数の削減、及び物件費の縮減など歳出の抑制を精力的に行ってきました。また、未利用財産の売却や有料広告収入、施設使用料の見直し等新たな財源の確保を図りました。その結果、5年間の累積効果額は約19.1億円となっています。

□ 5年間の累積効果額

区 分	累積効果額
人件費の抑制	8億4,040万円
歳出の抑制	6億5,944万円
財源の確保	3億9,575万円
公共施設の適正管理	1,557万円
合 計	19億1,116万円

(2) 第2次行政改革の取組み（平成25年度～平成29年度）

第2次行政改革では、第1次の行政改革方針を継承・発展させ、本市を取り巻く環境、課題の変化に対応するために、「市民が主役となる協働のまちづくり」「スリムでスピーディーな行政機構の確立」「持続可能な財政基盤の確立」の3つを改革の基本方針とし、5つの基本的方策により行政改革を推進してきました。

□ 第2次行政改革の主な実施項目・成果

基本的方策	主な実施項目・成果
市民参加型行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の設立 ・ 市民協働まちづくり事業補助制度の創設 ・ 委員公募制の実施 ・ パブリックコメント制度の実施
人材育成及び行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の人事交流の実施 ・ 休日開庁の実施 ・ コミュニティバスの導入 ・ 接遇マニュアルの策定
定員及び給与の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の削減 ・ 人事院勧告に基づく給与の改定 ・ 持家手当の廃止
効率的な行政システムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構改革の実施 ・ 行政評価の推進、外部評価の実施 ・ 委託の一本化、一括契約等による経費削減 ・ ごみ処理施設等整備に向けた効果的な広域行政の推進

健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の枠配分方式の実施 ・ 物品の一括購入、管理の一括契約、節電等物件費の節減 ・ 中期財政計画の策定 ・ 滞納整理の強化、ふるさと寄附金の推進等自主財源の確保
---------	---

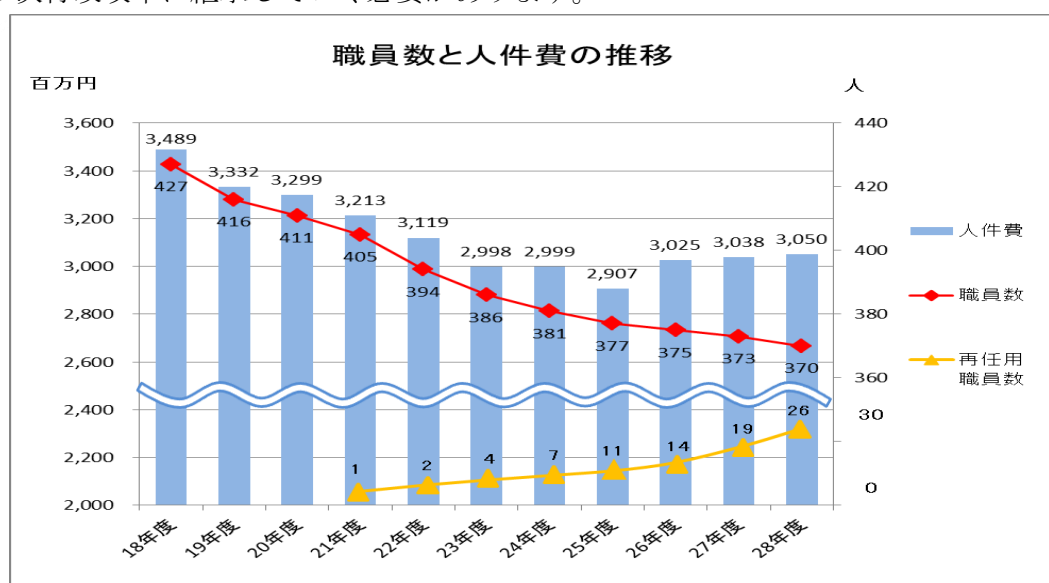
(3) 第2次行政改革の主な課題

これまでの行政改革では、様々な取組みを実施し、一定の成果を上げてきましたが、目標に達していないものや実施できなかった項目もあります。

□ 第2次行政改革の主な課題

基本の方策	主な課題
市民参加型行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の組織率の向上 ・ 女性委員の登用率の向上
人材育成及び行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資質向上に向けた継続的な取組み ・ 接遇の向上に資する市民満足度調査の実施 ・ コンビニ交付サービスの導入
定員及び給与の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員適正化計画の策定 ・ 時間外勤務の縮減
効率的な行政システムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織機構の見直し ・ 民間委託等の推進 ・ 指定管理者制度の導入
健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的に持続可能な財政運営 ・ 使用料、手数料の適正化 ・ 未利用財産の有効活用

このように、これまでの行政改革で残された課題については、引き続き解決に向けた取組みを行うとともに、行政改革の必要性や新たな課題を的確に捉え、第3次行政改革に継承していく必要があります。



※職員数は正規職員数、人件費は正規職員と再任用職員の合計

3 行政改革の必要性

これまでの2期にわたる行政改革の取組みで一定の成果はあったものの、本市が直面する人口減少、少子高齢化や社会情勢の変化など行政が対応すべき課題は増加しています。また、人口減少による市税等の減収や地方交付税の縮減、公共施設等の老朽化や市民ニーズへの対応など、これまで以上に財政運営が厳しくなる状況も予想され、次に掲げる課題への対応が求められます。

(1) 地方創生への取組み

地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある社会を維持するため、国では、平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。また、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等が策定され、今後の地方創生の方向性が示されました。これを踏まえ、本市が人口減少を克服し、実効性のある地方創生の取組みを推進するため、「みやま市人口ビジョン」及び「みやま市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を策定しました。当該戦略を着実に実施し、人口減少に歯止めをかけ持続可能なまちとなることを目指していかねばなりません。

(2) 公共施設等の老朽化対策と都市基盤整備

本市の公共施設等は、高度経済成長期からバブル期にかけて集中的に整備され、老朽化が進行しています。老朽化した公共施設等の維持管理や長寿命化には多額の事業費が必要となります。このようなことから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに、公共施設等の適正な維持管理を行う必要があります。また、増加する行政サービス需要に対応するため、バイオマスセンター、総合市民センター、基幹道路など、市民生活を支える都市基盤の整備が必要となります。

(3) 複雑・多様化する市民ニーズへの対応

市民ニーズが複雑化・多様化するとともに、少子・高齢化の進行や社会情勢の変動に伴い、子どもを産み育てる環境の変化や、世帯構成の多様化による地域コミュニティの希薄化が問題となっています。こうした中、質の高い行政サービスを提供し、市民満足度を高めるためには、行政のみならず、市民や企業、NPOなどの多様な主体がそれぞれの特色を生かし、公共サービスの担い手として活動できる環境づくりに取組むとともに、様々な担い手の育成に取組むことが必要です。

(4) 地方分権や新しい制度等への対応

地方分権改革では、国と地方との関係を対等・協力の新しい関係に転換するとともに、理念を掲げ、地方分権の基盤が構築されました。地域社会における諸課題は複雑化しており、それを画一的な方法で解決することはできず、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められています。こうした状況の下、地方は多様な

行政ニーズに主体的に対応することで、地域の元気をつくり、住民サービスの質を向上させることが求められています。今後ますます地方分権改革は加速すると予想され、これまで以上に自主性・自立性の高い行政運営の確立に向けて取り組む必要があります。また、本市では職員数の適正化に取組み、職員の削減を行ってきましたが、社会保障・税番号制度や新地方公会計制度など、新たな仕組みや制度改革等に伴う業務への対応が求められています。今後も限られた職員数でそれらに対応しながら市民サービスの向上を図るためには、職員一人ひとりの資質や能力の向上を図るとともに、積極的なICT化の推進や民間委託等の推進などにより、効果的で効率的な行政経営を進める必要があります。

これらの課題に対応するため、「最小の経費で最大の効果を上げる」という行政改革の考え方を基本とし、これまでの行政改革の取組みと成果を活かした、新たな取組みが必要となります。このため、「第3次みやま市行政改革大綱」を策定し、変化する社会情勢への対応や質の高い公共サービスの提供を目指すとともに、持続可能な行財政運営に向け、さらなる行政改革の推進が必要です。

第2章 大綱の位置付けと計画期間

1 大綱の位置付け

本市の行政改革について、第1次みやま市総合計画の基本方針の第7章「みんなで創るまちづくり」に「限られた財源を最大限に生かす行政改革を推進し、行財政の体質強化を目指す。」と掲げています。本大綱は、総合計画に基づき、行政改革を具体的に推進するために策定するもので、今後の本市の行政改革の基本方針や考え方等を示す指針となるものです。

また、総合計画に盛り込まれた施策を効果的・効率的に実現するための手段と位置付けるとともに、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略や個別計画との連携も図っていきます。

2 計画期間

大綱の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

第3章 大綱の基本方針

本市では、合併以来行政改革の取組みにおいて、既に様々な経費節減、事務事業の見直し等を行い、一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、高齢化の進行による医療・介護などの社会保障経費の増加や、人口の減少による市税収入の伸び悩み、老朽化した公共施設の更新等への対応など様々な行政課題を抱えています。

また、本大綱の推進期間中においても様々な社会情勢の変化が起こり、市民のニーズもますます複雑・多様化が進むと考えられることから、こうした行政需要への対応も求められます。

こうした状況の中で、今後も引き続き質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、これまで以上に厳しい姿勢、大胆な発想で歳入の確保や歳出の効率化を図り、危機感を持って持続可能なまちづくりに努めていかなければなりません。

このようなことから、第3次みやま市行政改革大綱においては4つの基本方針を定め、市民に「住んでよかった、ずっと住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりを目指します。

基本方針

I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

III 組織力の向上

IV 安定的な財政基盤の確立

I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

市民意向調査により市民ニーズを把握し、市民の市政に対する関心や参画意識を高め、市民と行政との市政への双方向参画を推進します。また、市政運営への理解を深めるため、保有する市政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を進めます。

市民協働については、社会経済情勢の変化等により、市民ニーズは多様化・高度化し、行政だけでは対応は困難となっていることから、市民や民間事業者、NPOをはじめとした多様な担い手との協働により、適切な行政サービスを提供するとともに、暮らしやすい地域社会の実現を図ります。

また、本市の魅力を市内外に向けて発信するシティプロモーションの取組みを推進し、市民の地元・地域への愛着を醸成するとともに、ブランド化の推進や来訪者、定住者の増加を促進し、本市の持続的な発展へとつなげます。

Ⅱ 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

市民の暮らしやすさや満足度を高めるため、市民ニーズを的確に捉えた上で、費用対効果を十分に考慮し、市民に配慮した質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

公共施設の老朽化に伴う更新等の課題に対応するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、中・長期的な視点に立った施設管理や適正配置を進め、効率的な公共施設マネジメントを推進します。また、学校跡地をはじめとした未利用市有財産の有効活用を図るとともに、市民の利便性向上の観点から、支所機能の見直しや本庁舎の充実に取り組みます。

行政評価システムを活用し、P D C A マネジメントサイクルに基づく事務事業の検証・評価を行うとともに、I C T を活用した事務の効率化を図ります。

Ⅲ 組織力の向上

地方分権の進展や市民ニーズの複雑・多様化に伴い、本市が取り組むべき新たな事務が増加しています。このような状況の変化や市民要望を的確に捉え、全庁一丸となって適切かつ迅速に対応できる効率的な組織体制を構築します。また、組織を支える職員の能力向上と意識改革を推進し、組織力・職員力の向上を目指します。

また、定員適正化計画に基づき、計画的な人材の確保及び再任用制度の活用により、職員の定員管理の適正化を図るとともに、業務量等に合わせた適正で適材適所の職員配置に努めます。

職員給与については、国の給与制度や民間の給与実態等を考慮し、給与水準や制度の適正化を図るとともに、時間外勤務の縮減に向けた取組みを推進します。

Ⅳ 安定的な財政基盤の確立

厳しい財政状況のなかで、市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを将来にわたって継続していくためには、行財政運営の効率化や健全化に向けた取組みを進めていくことが必要です。

そのため、より一層の歳出の効率化と創意工夫による財源確保に徹底して取り組みます。また、真に必要性の高い事業へ予算を重点配分するなど事業の選択と集中を進め、限りある財源を効果的・効率的に活用することにより、安定的な財政基盤の確立と健全な財政運営を推進します。

また、公営企業等については、事業の推進を図るとともに、歳入の確保と経費の削減に努め、経営の健全化と効率的な運営を目指します。

第4章 具体的な取組み

1 行政改革大綱の体系

基本方針	取組項目	実施施策
I 開かれた市政への取組みと市民等との協働	(1) 開かれた市政の推進	① 市民ニーズによる市民と行政との双方向参画
		② 行政情報の公開・提供の充実
		③ シティプロモーションの強化
	(2) 協働によるまちづくりの推進	① 協働事業の推進
		② 民間活力の活用
II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供	(1) 市民サービスの向上	① 窓口サービス等の充実
		② 本庁舎・支所の見直し
		③ 施策・事業の評価
		④ ICT（情報通信技術）の活用
	(2) 公共施設マネジメントの推進	① 公共施設の適正管理
		② 公共施設の運営等の効率化
III 組織力の向上	(1) 職員の意識改革と能力向上	① 職員力の向上
		② 職員の意欲の向上
	(2) 効率的な組織体制等の確立	① 定員管理の適正化
		② 組織体制の検討
		③ 給与の適正化と時間外勤務の縮減
IV 安定的な財政基盤の確立	(1) 健全な財政運営の推進	① 計画的な財政運営
		② 歳入の確保
		③ 歳出の見直し
		④ 公営企業等・第三セクターの経営健全化

2 具体的な取組み

I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

(1) 開かれた市政の推進

① 市民ニーズによる市民と行政との双方向参画

市民目線を取り入れた施策の立案や、より質の高い行政サービスを提供するため、市民意向調査やパブリックコメント等を実施し、市民ニーズの把握や行政への参画機会の確保に努めます。

② 行政情報の公開・提供の充実

広報誌やホームページ、SNS等を活用し、市政情報をよりわかりやすく提供し、市政の現状や課題を市民と共有していきます。また、審議会等の会議を積極的に公開し、公正で透明性の高い行政運営を進めていきます。

③ シティプロモーションの強化

本市の魅力を市内外に向けて戦略的に発信するシティプロモーションの取組みを推進し、みやまブランドの推進や来訪者、定住者の増加を促進し、本市の持続的な発展につなげます。

(2) 協働によるまちづくりの推進

① 協働事業の推進

地域の様々なニーズや課題などに効果的・効率的に対応するため、自助・共助・公助による適切な役割分担のもと、市民、地域、NPOなどの多様な主体との協働を推進します。また、自主防災組織の育成や防災訓練の実施など、災害に強いまちづくりを推進します。

② 民間活力の活用

窓口業務や定型業務など、民間委託の可能性を検証し、市民サービスの向上や業務の効率化を進めます。また、指定管理者制度の導入など、民間活力を活用した公共サービスの導入について調査・検討します。

II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

(1) 市民サービスの向上

① 窓口サービス等の充実

市民目線に立った分かりやすく親切・丁寧な窓口サービスを実施するため、手続きの見える化や庁舎案内の見直しを行い、市民サービスの向上を図ります。また、各種証明書のコンビニ交付の導入等に取り組む、市民の利便性の向上を図ります。

② 本庁舎・支所の見直し

農業委員会や教育部局は、本庁と事務所の位置が分散し、市民の利便性が悪

くなっています。本庁舎の執務面積不足を解消するとともに、本庁への業務の集約化を進め、市民の利便性の向上を図ります。

③ 施策・事業の評価

行政評価システムを活用し、P D C Aマネジメントサイクルに基づく事務事業の検証・評価を行い、市民サービスの向上を図ります。また、施策評価に取り組み、事業の選択・集中化を図り、行政需要の効果的な運営を推進します。

④ ICT（情報通信技術）の活用

スマートフォンなどのモバイル端末の普及や「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の導入に伴い、ICTを効果的に活用することで、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するとともに、事務処理の効率化や経費の節減を図ります。また、情報化社会に対応したセキュリティ対策の強化に取り組めます。

(2) 公共施設マネジメントの推進

① 公共施設の適正管理

市の公共施設等は、高度経済成長期からバブル期にかけて集中的に整備されてきました。今後これらが一斉に更新時期を迎え、大きな財政負担になることも予想されます。みやま市公共施設等総合管理計画に基づき、適切かつ効率的な公共施設等の維持・管理を行うとともに、長寿命化や施設の統廃合など、公共施設マネジメントを推進します。

② 公共施設の運営等の効率化

公共施設等については、未利用の市有財産について売却や貸付のほか再利用を行うなど、有効活用に努めます。また、受益者負担の適正化の観点から、施設使用料のあり方を検討し、適正な料金に見直しを行います。

Ⅲ 組織力の向上

(1) 職員の意識改革と能力向上

① 職員力の向上

人材育成基本方針に基づく職場内外での職員研修の充実や、他団体への派遣により、職員の意識改革や能力・資質の向上を図り、市民ニーズに柔軟に対応できる人材を育成します。また、接遇マニュアルの確実な実施により職員の接遇力を高め、市民満足度の向上を目指します。

② 職員の意欲の向上

職員の労働意欲や能力を引き出すために、公平公正な人事評価制度の構築を進めるとともに、職員提案制度を活用し、組織の活性化に努めます。また、働きやすい職場づくりを推進し、職員の能力、意欲を引き出し、市民サービスの向上を図ります。

(2) 効率的な組織体制等の確立

① 定員管理の適正化

新たな行政課題や権限移譲により業務が増加している状況で、安定した行政運営を行うために、みやま市定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めます。

② 組織体制の検討

組織体制については、これまでも効率的な体制となるよう見直しを行ってきました。限られた人員で最大の効果を上げることができるよう、事務事業の見直しや効率化の取組みを推進します。また、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に即応できるよう、組織機構の見直しや業務量調査に基づく人員の適正配置に努めるとともに、課題に応じた組織横断的な取組みを推進します。

③ 給与等の適正化と時間外勤務の縮減

職員の給与については、国、県及び他の地方公共団体との均衡に配慮しながら、適正に見直しを行います。また、仕事と生活の調和及び事務事業の効率的な執行の観点から、時間外勤務の縮減に努め、ワークライフバランスの推進や経費の節減を図ります。

IV 安定的な財政基盤の確立

(1) 健全な財政運営の推進

① 計画的な財政運営

厳しい財政状況が見込まれる中、枠配分方式による経常経費の縮減と、臨時的経費については、事業の選択・重点化を進め、持続可能な財政運営の確立に努めます。また、統一的な基準による公会計の整備を行い、予算編成や推計等に活用し、計画的で健全な財政運営を推進します。

② 歳入の確保

市民負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上に取り組むとともに、各種手数料について、受益者負担の適正化を推進します。また、ふるさと納税の推進をはじめ、新たな有料広告など創意工夫による自主財源の確保に努めます。

③ 歳出の見直し

各種団体への補助交付金については、第三者委員会による検証を行い、公平性・公益性・有効性の観点から適正化に努めます。また、他自治体との施設の共同利用や事業運営など広域連携を推進し、市民の利便性の向上と事務事業の効率化を図ります。

④ 公営企業等・第三セクターの経営健全化

水道事業は、安定して安全安心な水の供給ができるよう、効率的な施設の更新や維持管理に取組み、経営の健全化を図ります。公共下水道事業については、

下水道への加入促進を図り、水洗化率の向上に努め、事業の推進と長期的に安定したサービスの提供に取り組めます。また、企業会計へ移行し、経営の効率化と健全化に向けた取り組みを進めます。第三セクターについては、経営状況を把握し、経営の健全化に努めます。

第5章 大綱の推進

1 推進体制

行政改革の推進にあたっては、本大綱及び実施計画に基づき、庁内に設置する「みやま市行政改革推進本部」を中心とした全庁的な連携のもと取り組みを推進します。

2 大綱に基づく実施計画の策定

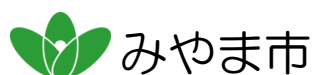
大綱に基づく行政改革の取り組みを着実に推進するため、取組内容や成果目標、年度目標を定めた実施計画を策定し、計画的に取り組めます。

また、実施計画の進捗状況を把握し、その結果を広報誌やホームページ等を通じて広く市民に公表します。

第3次みやま市行政改革大綱実施計画

(平成30年度～平成34年度)

平成30年2月



第3次みやま市行政改革大綱実施計画

大項目(取組方針)			
中項目(取組項目)			
小項目(実施施策)			
	実施項目	番号	ページ
I 開かれた市政への取組みと市民等との協働			
(1) 開かれた市政の推進			
① 市民ニーズによる市民と行政との双方向参画			
・市民意識調査による市民ニーズ・満足度の把握		1	17
・委員公募制の推進と女性、若年層委員の登用促進		2	
・市民の市政参画機会の確保		3	
② 行政情報の公開・提供の充実			
・会議の公開と積極的な情報提供		4	18
・SNS等を活用した情報発信の強化		5	19
・出前講座の推進		6	
③ シティプロモーションの強化			
・ブランド化の推進と地元愛の醸成		7	20
・シティセールスの視点に立ったプロモーション活動の推進		8	
(2) 協働による新たなまちづくりの推進			
① 協働事業の推進			
・地域防災力の向上と地域福祉の推進		9	21
・自主防災組織の育成と連携推進		10	22
・市民、地域、NPO等との協働事業の推進		11	23
・イベント開催の整理		12	
② 民間活力の活用			
・民間委託等の推進		13	24
・指定管理者制度・PFI制度等の活用		14	
II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供			
(1) 市民サービスの向上			
① 窓口サービス等の充実			
・窓口サービスの改善		15	25
・コンビニ交付サービスの導入		16	
② 本庁舎・支所の見直し			
・支所機能の見直し		17	26
・本庁舎の執務面積不足の解消		18	
③ 施策・事業の評価			
・行政評価の推進		19	27
④ ICT(情報通信技術)の活用			
・ICTを活用した業務の見直し		20	27
・情報セキュリティ対策の強化		21	28
(2) 公共施設マネジメントの推進			
① 公共施設の適正管理			
・公共施設等総合管理計画に基づく施設のマネジメント		22	28
② 公共施設の運営等の効率化			
・市有財産の有効活用		23	29
・施設使用料の見直し		24	

III 組織力の向上			
(1) 職員の意識改革と能力向上			
① 職員力の向上			
・職員研修の充実と自己啓発支援	25	30	
・人事交流等の推進	26		
・接遇マニュアルの確実な実践	27		31
② 職員の意欲の向上			
・人事評価制度の推進	28	32	31
・職員提案制度の活用	29		
・働きやすい職場づくり	30		
(2) 効率的な組織体制等の確立			
① 定員管理の適正化			
・定員管理の適正化	31		33
② 組織体制の検討			
・組織、機構の見直し	32	34	33
・事務事業の見直しと人員の適正配置	33		
・組織間連携の推進	34		
③ 給与等の適正化と時間外勤務の縮減			
・給与・報酬等の適正化	35	35	
・時間外勤務の縮減	36		
IV 安定的な財政基盤の確立			
(1) 健全な財政運営の推進			
① 計画的な財政運営			
・持続可能な財政運営に向けた予算編成	37	36	
・統一的な基準による公会計の整備と活用	38		
② 歳入の確保			
・市税等の収納対策の強化	39	37	
・手数料の見直し	40		
・ふるさと寄附金や広告事業等歳入の確保	41		38
③ 歳出の見直し			
・補助交付金の適正化	42		38
・効果的な広域行政の推進	43		39
④ 公営企業等・第三セクターの経営健全化			
・上水道事業の推進	44	40	39
・下水道事業の推進	45		
・公営企業会計の適用の推進	46		41
・一般会計からの繰出金等の抑制	47		
・第三セクターの経営の健全化	48		

I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

(1) 開かれた市政の推進

① 市民ニーズによる市民と行政との双方向参画

市民目線を取り入れた施策の立案や、より質の高い行政サービスを提供するため、市民意向調査やパブリックコメント等を実施し、市民ニーズの把握や行政への参画機会の確保に努めます。

項目番号	1	主管課	企画財政課		
実施項目	市民意識調査による市民ニーズ・満足度の把握				
現状・課題	市民ニーズや市民満足度などを定期的に調査する取組みが不足している。また、各種計画に基づくアンケートや統計調査など、市民に対するアンケートが多いとの指摘もあり、効率的な調査の実施が課題である。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民意向調査の実施(1回/2年) 各課に意向調査を行い、アンケートの一括実施を行う。 				
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> 市民意向調査を2年に1回実施し、市民ニーズを市政へ反映する。 本市が住みやすいと思う人の割合90%を目指す。(H26 81.7%) 				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	各課への実施意向調査(隔年実施)	市民意向調査の実施(隔年実施)	⇒	⇒	市民満足度90%目標

項目番号	2	主管課	企画財政課、人権同和対策室、総務課		
実施項目	委員公募制の推進と女性・若年層委員の登用促進				
現状・課題	委員公募制については少しずつ定着しているが、女性委員の登用率は約24%となっており目標に達していない。また、現役世代や若年層の意見を聞く機会が少なく、より広い年代の意見を取り入れる仕組みづくりが必要である。さらに、複数の委員を兼任する重複採用について、負担軽減の課題がある。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 委員推薦に際し、女性・若年層の推薦依頼を強化する。 若年層や現役世代の参加しやすい日程・時間での会議開催の推進 各種行政委員の委員名簿を一元管理し、委員の選任の際は、各課で重複委員のチェックを行い、重複による業務加重の軽減に努める。 				
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> 女性や幅広い年代の意見を市政へ反映する。 女性委員登用率30%の推進。(H28 23.8%) 委員の3職以上の重複任用の改善を目指す。 				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	随時実施	⇒	⇒	⇒	女性委員登用率30%目標

項目番号	3	主管課	企画財政課、総務課、関係各課			
実施項目	市民の市政参画機会の確保					
現状・課題	各種会議や計画策定において、各団体の推薦委員や公募委員による構成、また、パブリックコメントでの意見の聴取が主な手法となっている。ホームページやはがき等での意見募集も行っているが、利用者が多くなく、市民が気軽に市政への意見・要望を行える仕組みづくりが必要である。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型会議や、誰もが参加できるワークショップの手法等活用の検討 ・パブリックコメントのほか、市民の声、メールの実施により、市民意見や要望を行政に伝える機会の確保 					
成果目標	市民の市政参画機会の確保に努め、協働の推進及び市民ニーズの施策への反映を推進する。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

② 行政情報の公開・提供の充実

広報誌やホームページ、SNS等を活用し、市政情報をよりわかりやすく提供し、市政の現状や課題を市民と共有していきます。また、会議の公開を積極的に行い、公正で透明性の高い行政運営を進めていきます。

項目番号	4	主管課	総務課、関係各課			
実施項目	会議の公開と積極的な情報提供					
現状・課題	議会のインターネット中継や会議録の公表等を行っているが、各課で公開状況に差がある。会議の公開等については一定のルールづくりが必要となっている。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開やホームページへの資料掲載の一定のルール化を推進し、積極的な情報公開を実施する。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の積極的な公開と情報提供により、公正で透明性の高い行政運営を推進する。 ・ホームページへの掲載を含め、会議の公開割合90%を目指す。 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	ルール化の検討	情報公開の随時実施	⇒	⇒	会議の公開割合90%目標	

項目番号	5	主管課	秘書広報課、商工観光課、関係各課			
実施項目	SNS等を活用した情報発信の強化					
現状・課題	現在、行政情報の提供はホームページや広報誌を中心に行っている。スマートフォン等の普及によりインターネット利用が身近なものとなっているが、本市におけるSNS等の運用規定が未整備で、インターネットメディアを利用した積極的な情報発信が課題となっている。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の充実とホームページやコミュニティFM等を活用した積極的な情報発信 ・SNS等の運用規定を整備し、インターネット媒体を利用した情報発信の強化 ・観光情報のデジタル化や観光情報の発信の強化を図る。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体を活用し、市民への積極的な情報公開に努めるとともに、市民が必要なとき必要な情報が得られる体制整備を推進する。 ・ホームページアクセス数150万件を目指す。(H28 75万6千件) 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	運用規定の整備	実施	⇒	⇒	ホームページアクセス数150万件目標	

項目番号	6	主管課	社会教育課、関係各課			
実施項目	出前講座の推進					
現状・課題	53のメニューで出前講座を実施している。多くの市民に活用してもらうためには、新しいメニューや講座内容の充実、工夫が課題である。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受講したい講座メニューの調査などを実施し、講座の質の向上及び内容の充実を図る。 ・気軽に参加できる仕組みづくりと、広報誌やホームページで積極的にPRを行う。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・講座メニューの充実を図り、市民の市政への理解を深めることで、市民と行政が一体となったまちづくりを推進する。 ・まちづくり出前講座の実施回数、年間200回を目指す。(H28 109回) 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	実施	⇒	⇒	⇒	実施回数年間200回目標	

③シティプロモーションの強化

本市の魅力を市内外に向けて戦略的に発信するシティプロモーションの取組みを推進し、みやまブランドの推進や来訪者、定住者の増加を促進し、本市の持続的な発展につなげます。

項目番号	7	主管課	企画財政課、農林水産課、商工観光課			
実施項目	ブランド化の推進と地元愛の醸成					
現状・課題	本市には、山川みかん、セルリ、スモモ、福岡有明のりをはじめとする農産物特産品は数多くあるが、「みやま産」ブランドのプロモーションや「みやま市といえば」というような年間を通して提供できるお土産品や6次産業化の推進に課題がある。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・シティプロモーション戦略を推進し、シビックプライド(市への誇りや愛着)の形成を図る。 ・本市の魅力在市内外に発信し、郷土愛の醸成を図る。 ・6次産業化の推進とふるさと名物商品の確立等、農産物をはじめとする地場産品のブランド化を推進する。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド化を推進し、積極的な魅力発信をすることで知名度向上と地元愛の醸成を図る。 ・地域ブランド調査魅力度全国ランキング600位以内を目指す。(H29 988位) 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	魅力発信・ブランド化推進	⇒	⇒	⇒	魅力度全国ランキング600位以内目標	

項目番号	8	主管課	企画財政課、秘書広報課、商工観光課			
実施項目	シティセールスの視点に立ったプロモーション活動の推進					
現状・課題	平成27年度にシティプロモーション計画を策定し、本市のブランド価値を高め「みやまファン」を市内外に増やす取組みを行っている。しかし、福岡市民等に行ったアンケートによると、みやま市の認知度は48%で、周辺都市と比べて知名度が低い状況である。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミへの情報提供・発信及び福岡都市圏や市民に向けた情報発信を強化するとともに、プロモーションセミナーの開催等検討する。 ・市内にシティプロモーションを遂行する体制を構築し、情報発信等の指針を整備する。 ・市民プロモーターの募集や地域おこし協力隊、観光大使等を活用し、幅広い人材から本市の魅力を発信する。 ・全国放送されるようなプロモーションイベントを誘致する。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の魅力の積極的な発信により、知名度・認知度の向上を図り、誘客・誘致・定住を促進させる。 ・福岡市、熊本市都市圏の認知度80%を目指す。(H27 47.9%) 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	体制の構築 シティプロモーションの実施	⇒	⇒	プロモーション イベント誘致 ⇒	都市圏認知度 80%目標	

(2) 協働によるまちづくりの推進

① 協働事業の推進

地域の様々なニーズや課題などに効果的・効率的に対応するため、自助・共助・公助による適切な役割分担のもと、市民、地域、NPOなどの多様な主体との協働を推進します。また、自主防災組織の育成や防災訓練の実施など、災害に強いまちづくりを推進します。

項目番号	9	主管課	総務課、福祉事務所、介護支援課、消防本部			
実施項目	地域防災力の向上と地域福祉の推進					
現状・課題	九州北部豪雨や熊本地震など非常に大きな災害が頻発しているなか、地域防災力の更なる強化が求められている。防災行政無線の難視聴区域の解消や消防団の再編等が課題となっている。また、市民や地域が抱える生活課題は複雑多様化し、これまでのような個々の福祉制度だけでは多様なニーズに十分対応できない状況となっている。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の難視聴区域の解消を図るため、防災ラジオの無償貸与やその他の手段での情報伝達を推進する。 ・消防力の整備指針及び地域の実情を勘案し、消防団再編計画を策定する。併せて、消防車両及び分団格納庫の計画的な整備を実施する。 ・地域福祉計画を改正し、関係部署の連携や地域とのつながりを密にし、より効果的な福祉サービスの提供に努める。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・有事の際や災害情報等を市民に迅速かつ的確に伝達するため、複数の手段での伝達方法を検討し、安全・安心なまちづくりを推進する。 ・地域に即した消防団組織を構築し、複雑多様化・大規模化する災害に迅速・的確な対応ができる消防体制の確立を図る。 ・地域福祉計画の実践に努め、多様な主体との連携により地域の安全安心や効果的な福祉サービスの提供を推進する。 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	防災行政無線難視聴区域の解消	検討・実施	⇒	⇒	⇒	
	消防団再編計画の策定	検討・実施	⇒	⇒	⇒	
	地域福祉計画の改定	地域福祉計画の推進	⇒	⇒	⇒	

項目番号	10	主管課	総務課、消防本部、介護支援課、関係各課		
実施項目	自主防災組織の育成と連携推進				
現状・課題	自主防災組織の設立を推進し、資機材購入補助等を行いながら50団体の組織化に取り組んできた。市全体の組織率は3割程度となっているため、組織化に向け継続した取り組みが必要である。また、市主催の防災訓練を毎年1団体(校区)程度実施している。自主防災組織等の自主的な防災訓練の開催や、消防団、地域住民等との連携が課題である。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の設立を推進し、毎年10団体の組織化を目指す。 自主防災組織等の主体的な防災訓練の実施を支援する。 自主防災組織の地域リーダーの育成や、地域住民、消防団等の連携強化を図る。 避難行動要支援者について、地域支援者(行政区、民生委員、社協など)と連携し、研修会等の実施や個別支援計画の策定を推進する。 				
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の設立を年間10団体、5年間で70%の組織化を目指す。(H28 33.6%) 自主防災組織等による定期的な防災訓練を実施するとともに、地域住民、消防団等との連携を図りながら、災害に強いまちづくりを推進する。 				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	自主防災組織の組織化(10団体/年)	⇒	⇒	⇒	組織率70%目標
	防災訓練の実施	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	11	主管課	企画財政課、社会教育課、関係各課			
実施項目	市民・地域・NPO等との協働事業の推進					
現状・課題	人口減少と少子高齢化の進展や、市民ニーズが複雑多様化する中、厳しい財政状況や新たな行政課題への対応などにより、行政が市民のあらゆるニーズに対応することが難しくなっている。市民、地域、NPO等と連携し、協働のまちづくりを推進する必要がある。また、行政区未加入者が増加傾向にあり、地域コミュニティの希薄化が課題となっている。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働につながるセミナーや研修会の開催を検討する。 市民協働まちづくり事業補助制度を活用し、市民団体やNPO等の自主的な活動を支援する。 小学校区を単位とするまちづくり協議会等の設立を支援し、地域の自主的な課題解決に向けた取組みを支援する。 行政区未加入者に対し、行政区の必要性や活動の理解を促進し、加入を促すとともに、地区コミュニティ活動の活性化を目指す。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決や地域資源の有効活用による豊かな市民生活の実現を目指す。 まちづくり協議会の設置を促進する。(H28 7箇所) 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	補助制度の活用(3団体/年)	⇒	⇒	⇒	⇒	
	協議会等設置支援	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	12	主管課	商工観光課、社会教育課、保健福祉部等			
実施項目	イベント開催の整理					
現状・課題	各種イベントについては、市主催から実行委員会形式での開催へ移行が進んでいる。イベントによっては職員や実行委員会の負担感や単発的となっている事業効果など、イベントの検証が必要である。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> イベントの実施団体の育成に努め、イベントを検証し、継続、統合、廃止など検討する。 「秋穫祭」「文化祭」「福祉フェスタ」の同日開催や統合を検討する。 					
成果目標	各種団体、実行委員会等の自立した開催を推進するとともに、イベントを検証し、統廃合等を検討することにより集客の増加や市民の一体感の醸成を推進する。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	各種イベント事業の検証	⇒	⇒	⇒	⇒	

② 民間活力の活用

窓口業務や定型業務など、民間委託の可能性を検証し、市民サービスの向上や業務の効率化を進めます。また、指定管理者制度の導入など、民間活力を活用した公共サービスの導入について検討し、導入が適切なものから実施します。

項目番号	13	主管課	契約検査課、学校教育課、市民課等		
実施項目	民間委託等の推進				
現状・課題	平成27年度、「地方行政改革サービスの推進に関する留意事項」が国から通知され、民間委託など更なる業務改革が求められている。行政が行うべきもの、民間委託により業務の効率化が図れるもの等を見極め、経費削減や事務の効率化に取り組む必要がある。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> •学校の労務業務等民間委託を検討し、業務の効率化を図る。 •窓口業務や財務会計などの定型業務について、費用対効果や市民サービスの観点で検証を行い、民間委託の可能性を検討をする。 				
成果目標	民間活力を有効に活用し、市民サービスの向上と事務の効率化、人員の適正配置を推進する。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	業務調査	実施・検討	⇒	⇒	⇒

項目番号	14	主管課	契約検査課、企画財政課		
実施項目	指定管理者・PFI制度等の活用				
現状・課題	第一次行政改革の取組みで指定管理者制度の導入の検討を行ったが、道の駅以外の施設については財政効果が見込めないことから導入には至っていない。市民サービスの向上や民間活用による効率的な施設管理の観点で、引き続き導入に向けた検討が必要である。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> •指定管理者制度について、市民サービスの向上と効率化の観点で再点検し、制度導入が適切である施設に対し、制度の活用を図る。また、総合市民センター(仮称)については、あらゆる運営方法について検討する。 •民間の資金とノウハウを活用するPFI制度について、導入の可能性について調査・検討する。 				
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> •公共施設の効率的な管理運営を推進する。 •指定管理者制度を導入した施設管理を目指す。(H28 1箇所) 				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	市民センター管理方法の検討	⇒	⇒		
	指定管理者制度等導入検討	⇒	⇒	⇒	導入施設数5箇所目標

II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

(1) 市民サービスの向上

① 窓口サービス等の充実

市民目線に立った分かりやすく親切・丁寧な窓口サービスを実施するため、手続きの見える化や庁舎案内の見直しを行い、市民サービスの向上を図ります。また、各種証明書のコンビニ交付の導入等に取り組み、市民の利便性の向上を図ります。

項目番号	15	主管課	市民課、関係各課			
実施項目	窓口サービスの改善					
現状・課題	窓口サービスについては、丁寧な窓口対応に努めるとともに、年度末等の休日開庁を実施している。今後更なるサービス向上のため、市民目線に立った分かりやすく効率的なサービスの実施に努める必要がある。また、初めての来庁者や高齢者にとって本庁舎はわかりにくく、市民が迷わず目的の部署に行けるよう改善が必要である。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での説明方法やガイドメッセージを検証し、ライフイベント(転入、転出、出生等)に応じた「手続きの見える化」を図る。 ・休日開庁について、これまでの実績を検証し、開庁日数や開庁日など再度見直しながら実施する。また、時間外窓口についても、市民サービス向上の観点から開設を検討する。 ・窓口を証明書発行業務と異動や相談などの専門性の高い業務に整理し、受付窓口を分けることで、待ち時間の短縮、事務の効率化を図る。 ・庁舎案内を再点検し、わかりやすい案内表示へ徹底的な見直しを行う。また、仕切りの設置やローカウンター化など市民に配慮した窓口体制を検討する。 					
成果目標	市民目線に立った分かりやすく親切・丁寧な窓口サービスに努めるとともに、市民の利便性の向上を推進する。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	窓口業務の改善	⇒				
	庁舎案内の見直し 休日開庁見直し・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
項目番号	16	主管課	市民課、税務課、企画財政課			
実施項目	コンビニ交付サービスの導入					
現状・課題	マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付を行っている自治体が近年増加している。本市では、年度末等の休日開庁や予約による土曜日交付を行っているが、来庁できない市民や急に証明書が必要な場合など、市民の利便性向上の課題がある。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書のコンビニ交付サービスの導入を推進する。 ・自動交付機について、利便性や導入・維持経費等検証し、市民の利便性の向上や費用対効果の観点で導入を検討する。 					
成果目標	各種証明書のコンビニ交付サービスを導入し、市民サービスの向上を推進する。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	コンビニ交付等の検討	導入				
	自動交付機の設置検討	⇒	⇒	⇒	⇒	

② 本庁舎・支所の見直し

農業委員会や教育部局は、本庁と事務所の位置が分散し、市民の利便性が悪くなっています。本庁舎の執務面積不足を解消するとともに、本庁への業務の集約化を進め、市民の利便性の向上を図ります。

項目番号	17	主管課	総務課、関係各課		
実施項目	支所機能の見直し				
現状・課題	農業委員会は、本庁と事務所の位置が分散しているため、関連する業務がある本庁舎への移動など、市民等の利便性が悪くなっている。教育部を含め、窓口業務を除く部署を本庁に集約し、事務の効率化を図る必要がある。				
取組内容	・教育部や農業委員会の本庁舎への移転を検討し、事務の効率化と市民の利便性の向上を図る。				
成果目標	関連する業務を本庁に集約し、市民の利便性の向上と業務の効率化を推進する。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	移転の 検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	18	主管課	契約検査課		
実施項目	本庁舎の執務面積不足の解消				
現状・課題	本庁舎は、各職場の執務スペースや会議室が不足している。また、関連する部署が本庁と支所に分散していることから、市民の利便性の向上と事務の効率化の観点から、本庁舎の執務面積の確保が課題となっている。				
取組内容	・市民サービスの向上を図るため、本庁舎の増改築など執務面積の確保に努める。				
成果目標	本庁舎のスペース不足を解消し、業務の集約と効率化、利便性の向上を推進する。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

③ 施策・事業の評価

行政評価システムを活用し、PDCAマネジメントサイクルに基づく事務事業の検証・評価を行い、市民サービスの向上を図ります。また、施策評価に取り組み、事業の選択・集中化を図り、行政需要の効果的な運営を推進します。

項目番号	19	主管課	企画財政課		
実施項目	行政評価の推進				
現状・課題	行政評価は平成21年度に本格導入し、庁内の制度の浸透は図られている。事務事業評価の実施により、より効果的・効率的な事業の実施を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、評価結果を公表している。しかし、長年の評価疲れや各課業務の増加により、作成することが目的となり有効に活用されていない状況となっている。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価の簡素化、効率化及び評価事業の重点化を検討する。 評価シート作成から評価までの権限移譲を検討する。 外部評価は重点化を図るなどあり方を検討する。 施策評価について、先進自治体等を参考に検討し導入する。 				
成果目標	引き続き行政評価に取り組み、PDCAサイクルを確立し市民サービスの向上を図る。また、施策評価の導入により、組織全体の事業の選択・重点化を行い、効果的な行政経営を推進する。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	行政評価の推進	⇒	⇒	⇒	⇒
	施策評価の検討	実施	⇒	⇒	⇒

④ ICT(情報通信技術)の活用

スマートフォンなどのモバイル端末の普及や「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」の導入に伴い、ICTを効果的に活用することで、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するとともに、事務処理の効率化や経費の節減を図ります。また、情報化社会に対応したセキュリティ対策の強化に取り組みます。

項目番号	20	主管課	企画財政課、関係各課		
実施項目	ICTを活用した業務の見直し				
現状・課題	情報化の推進については、これまで光ファイバー網の整備やサーバーのクラウド化など環境整備を行っている。様々な課題や社会情勢に対応するため、多様な分野におけるICTの効果的な利活用の検討が必要である。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の利用拡大を推進する。 申請や各種手続き等の簡素化を図る。 市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを活用した取組みを検討する。 				
成果目標	ICTを活用し、より便利な行政サービスの提供や効率的な行政運営を目指す。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	随時検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	21	主管課	企画財政課、学校教育課			
実施項目	情報セキュリティ対策の強化					
現状・課題	不正アクセスやスパムメールなど、自治体を標的としたサイバー攻撃が増加している。システムのセキュリティ強化と職員の意識向上の両面から体制強化が課題となっている。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの攻撃に備え、最新のセキュリティ対策を講じる。 ・「みやま市セキュリティポリシー」を遵守し、情報の持ち出しやスパムメールに対応した、情報セキュリティに関する研修会を開催する。 ・学校の情報セキュリティ対策については、統一した環境整備を検討する。 					
成果目標	システムのセキュリティ強化と職員の意識向上の両面からの体制強化を図り、情報漏えいを防ぐ。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

(2) 公共施設マネジメントの推進

① 公共施設の適正管理

市の公共施設等は、高度経済成長期からバブル期にかけて集中的に整備されてきました。今後これらが一斉に更新時期を迎え、大きな財政負担になることも予想されます。みやま市公共施設等総合管理計画に基づき、適切かつ効率的な公共施設等の維持・管理を行うとともに、長寿命化や施設の統廃合など、公共施設マネジメントを推進します。

項目番号	22	主管課	企画財政課、契約検査課			
実施項目	公共施設等総合管理計画に基づく施設のマネジメント					
現状・課題	人口減少や少子高齢化に伴い、施設利用者の減少に加え、扶助費の増加や税収の減少が予想される中、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適正管理が求められる。また、高度成長期からバブル期にかけて整備された施設が老朽化を迎えることから、計画的な整備や長寿命化が課題となっている。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づき、中・長期的な視点に立った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画し、公共施設の適正管理・適正配置を推進する。 ・公共施設の設置目的に沿った利用促進を図るほか、多目的利用など柔軟な活用を検討し、施設の有効活用を推進する。 					
成果目標	公共施設等総合管理計画に基づき、インフラ資産の長寿命化に向けて計画的な維持管理や改修等を進め、施設床面積の10%削減を目指し適正な公共施設のマネジメントを推進する。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	適正管理の随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	施設の統廃合の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	

② 公共施設の運営等の効率化

公共施設等については、未利用の市有財産について売却や貸付のほか再利用を行うなど、有効活用に努めます。また、受益者負担の適正化の観点から、施設使用料のあり方を検討し、適正な料金に見直しを行います。

項目番号	23	主管課	契約検査課、企画財政課		
実施項目	市有財産の有効活用				
現状・課題	未利用施設や公共施設の空きスペースについては、一部事務組合や一般社団法人等に貸付を行い有効活用に努めている。活用の見込みのない土地等については、入札等により売却を検討しているが、入札不調で売却が進んでいない。未利用市有財産については、引き続き売却や貸付を推進する必要がある。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 未利用財産については、引き続き売却、貸付を行い、有効活用を図る。 学校跡地については、みやま市学校施設跡地活用基本方針に基づき、市の施策や地域のニーズに配慮した有効活用を推進する。 廃棄対象備品等は、官公庁オークション等を活用し有効利用を図る。 				
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> 未利用財産の売却・貸付を推進し、市有財産の有効活用を図る。 未利用施設面積の30%削減を目指す。(H28 土地 20,310㎡ 建物 970㎡) 				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	随時実施	⇒	⇒	⇒	未利用施設面積△30%目標

項目番号	24	主管課	社会教育課、都市計画課、福祉事務所等		
実施項目	施設使用料の見直し				
現状・課題	現在の施設の使用料については、第2次行政改革の取組みで様々な条件を基に、平成26年に改定を行っている。近隣市と比較し低額となっている施設もあることから、管理コストや受益者負担の観点で見直しを検討する必要がある。また、減免についても公平性、必要性の観点で見直し、目的に合った規定とする必要がある。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設や公園等、近隣市の状況や管理コストの現状を踏まえ、受益者負担の観点で適正な料金を設定する。 減免規定について、施設や団体の目的に応じた適正なものとするよう見直しを検討する。 				
成果目標	公共施設等使用料について、適正な受益者負担に料金を設定するとともに、減免規定について見直しを行い、利用者負担と市民全体の負担(税金)の適正化を推進する。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	料金の検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

Ⅲ 組織力の向上

(1) 職員の意識改革と能力向上

① 職員力の向上

人材育成基本方針に基づく職場内外での職員研修の充実や、他団体への派遣により、職員の意識改革や能力・資質の向上を図り、市民ニーズに柔軟に対応できる人材を育成します。また、接遇マニュアルの確実な実施により職員の接遇力を高め、市民満足度の向上を目指します。

項目番号	25	主管課	総務課		
実施項目	職員研修の充実と自己啓発支援				
現状・課題	平成20年10月に策定した、職員人材育成基本方針に基づき、福岡県市町村研修所等で合同研修を行っている。また、専門性を持った職員の育成を図るため、全国市町村国際文化研修所への派遣を行っている。国、県からの権限委譲や法制度改正など専門性を求められる業務が増えていることから、職員の専門的知識の向上に資する研修や、職場、自主研修をはじめとした自己啓発を推進する必要がある。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づき、計画的な職員研修を実施する。 ・専門性の高い職員を育成するため、中央研修への派遣や職場内研修、専門的な研修を実施する。 ・自己啓発を推進するため、情報提供や自主研修グループへの支援を行い、講師派遣等に係る補助制度を検討する。 ・新規採用職員について、新採研修に加え定期的な研修や意見交換の場を設ける。 				
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修等を充実させ、職員一人ひとりの能力の向上を図り、市民ニーズに柔軟に対応できる人材の育成を推進する。 ・職員の専門研修参加人数100人を目指す。(H28 50人) ・年間3グループ以上の自主研修の開催を目指す。 				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	研修等随時実施 補助制度検討	⇒ 実施	⇒	⇒	⇒ 専門研修100人以上 自主研修3グループ以上目標

項目番号	26	主管課	総務課		
実施項目	人事交流等の推進				
現状・課題	これまでに、福岡県や大牟田市、柳川市と人事交流を実施している。人材育成の観点から引き続き人事交流や派遣研修を行う必要がある。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、他市等との連携協力を図りながら、人事交流や派遣研修を実施する。 				
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力の養成等、職員の資質向上を図る。 ・毎年2人以上の人事交流・派遣を目指す。(H29 2人) 				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	随時検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒ 交流・派遣人数 2人以上目標

項目番号	27	主管課	総務課、関係各課		
実施項目	接遇マニュアルの確実な実践				
現状・課題	平成25年度に接遇向上委員会を設置し、接遇マニュアルを策定した。このマニュアルに基づき、新規採用職員や管理職への研修会の開催、職員への啓発に活用している。市民に求められる職員を育成するため、更なる接遇への取組みを進める必要がある。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> •全体での職員研修及び職場内研修を実施する。 •市民満足度調査を実施し、接遇の改善、接遇マニュアルの確実な実践を推進する。 •あいさつ日本一運動と連動した「あいさつ+ひと声運動」を実施する。 				
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> •接遇マニュアルを徹底し、明るく信頼される職員の育成を推進する。 •職員の接遇に関する市民満足度90%を目指す。 				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	マニュアルの実践	⇒ 満足度調査実施	⇒ 職員研修の実施	⇒ 満足度調査実施	市民満足度 90%目標

② 職員の意欲の向上

職員の労働意欲や能力を引き出すために、公平公正な人事評価制度の構築を進めるとともに、職員提案制度を活用し、組織の活性化に努めます。また、働きやすい職場づくりを推進し、職員の能力、意欲を引き出し、市民サービスの向上を図ります。

項目番号	28	主管課	総務課		
実施項目	人事評価制度の推進				
現状・課題	地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年度に市職員の人事評価制度実施規定を策定し、人事評価制度を導入した。制度を導入して間もないため、人材育成や組織の活性化に資する制度となるよう制度を再構築し、仕事の成果が評価される仕組みづくりが必要である。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> •評価者の評価基準の統一に向けた研修会の実施 •実施内容を検証し、制度の再構築を図り、給与や分限等への反映を検討する。 •面談を充実し、職員の目標等の明確化、公平公正な評価に努め、職員の意欲の向上を図る。 				
成果目標	公平公正な運用により、職員の意欲や能力の向上を図り、人材育成に努める。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	随時検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	29	主管課	総務課		
実施項目	職員提案制度の活用				
現状・課題	職員の創意工夫による施策や事務改善の提案を積極的に行える場がない。職員の事務改善への意識を高めるとともに、職員一人ひとりのアイデアや意見を仕事に活かし、市民サービスの向上や事務改善の推進を図る必要がある。				
取組内容	・職員提案制度を活用し、個人又はグループからの創意工夫による施策の提案、事務改善を募集し、市政への活用を図る。				
成果目標	・広く職員に市政全般に関する提案を促すことにより、職員の労働意欲、事務効率の向上及び組織の活性化を図る。 ・職員提案件数、毎年度5件以上を目指す。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	随時検討・実施	⇒	⇒	⇒	職員提案件数 毎年度5件以上 目標

項目番号	30	主管課	総務課、契約検査課		
実施項目	働きやすい職場づくり				
現状・課題	職員アンケートを行うなど、平成27年度に第3期特定事業主行動計画を策定し、職場環境の整備に努めている。時間外勤務の増加や休暇取得日数の減少は、職員の健康やメンタルへの影響が大きいとため、早急な対策が必要である。				
取組内容	・メンタルヘルス対策及び各種ハラスメント対策に係る研修会の開催 ・労働安全衛生委員会を充実させるとともに、特定事業主行動計画を推進し、職場環境の改善を図る。 ・業務や休暇等スケジュールの職場内での共有化を図り、業務の円滑化及び休暇の取得促進に努める。				
成果目標	・働きやすい職場づくりを通して、職員の意欲・能力を引き出し、市民サービスの向上を図るとともに、職員の心身のケアを行う。 ・職員の休暇取得日数平均14日以上を目指す。(H28 11.9日)				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	職場点検・改善	⇒ 研修の開催	⇒	⇒ 研修の開催	休暇取得日数 平均14日以上 目標

(2) 効率的な組織体制等の確立

① 定員管理の適正化

新たな行政課題や権限移譲により業務が増加している状況で、安定した行政運営を行うために、みやま市定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めます。

項目番号	31	主管課	総務課		
実施項目	定員管理の適正化				
現状・課題	定員適正化計画の実践により、合併時421人だった職員数は現在369人(△52人)となっている。本市の職員数は、類似団体と比較すると少ないが、近隣自治体との比較では人口1,000人当りの職員数は多くなっている。事務量等を把握し、適正な定員管理が必要である。また、再任用職員について、今後の退職に伴い増加することが予測されることから、再任用職員を含めた定員管理が課題となっている。				
取組内容	・再任用職員数を考慮したみやま市定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努める。				
成果目標	定員適正化計画を策定し、計画的な人材確保に努め、類似団体や近隣自治体と比較しながら、定員管理の適正化を推進する。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	計画策定 随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

② 組織体制の検討

組織体制については、これまでも効率的な体制となるよう見直しを行ってきました。限られた人員で最大の効果を上げることができるよう、事務事業の見直しや効率化の取組みを推進します。また、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に即応できるよう、組織機構の見直しや業務量調査に基づく人員の適正配置に努めるとともに、課題に応じた組織横断的な取組みを推進します。

項目番号	32	主管課	総務課		
実施項目	組織・機構の見直し				
現状・課題	組織・機構については、これまでも効率的な体制となるよう見直しを行っている。引き続き様々な行政課題に対応するため、状況に応じた組織・機構の見直しが必要である。				
取組内容	・市民の利便性の向上や国の施策、行政課題に対応するため、必要に応じた組織、機構の見直しを行う。				
成果目標	組織、機構の見直しにより、業務の効率化を図るとともに、市民に便利でわかりやすい行政機構を推進する。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	33	主管課	総務課、介護支援課		
実施項目	事務事業の見直しと人員の適正配置				
現状・課題	国、県からの権限委譲や新たな施策への対応など、業務量は年々増加している。時間外勤務が多い職場、休暇が取りにくい職場など各部署によって差が生じている。また、再任用職員が増加していることから、再任用職員の有効活用と業務量に応じた人員の適正配置が課題となっている。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の所管に基づき、効率の良い業務体制となるよう事務分掌を見直す。 ・業務の効率化を図るため、事務事業の見直しや業務の整理を行う。 ・時間外勤務や休暇の取得状況を把握するとともに、業務量調査を実施し、実情に応じた人員の適正配置を行い業務の平準化を推進する。 ・適材適所による人事異動を推進する。 ・行政経験を活かすことができる再任用職員の有効な活用方法を検討する。 ・敬老祝金について、支給年齢を見直し、行政区長の業務量の軽減と事務の効率化を図る。 ・投票所の再編等選挙事務を見直し、事務の効率化を図る。 				
成果目標	事務分掌を見直し、各課の業務量を適切に把握することで、業務の平準化、人員の適正配置を行い、効率的な組織運営を推進する。また、再任用職員の知識と経験を活用し、組織の活性化、適材適所の職員配置を推進する。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	業務量調査 事務事業の 随時見直し	事務分掌見直し ⇒	適正配置実施 ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒

項目番号	34	主管課	総務課、関係各課		
実施項目	組織間連携の推進				
現状・課題	業務の高度化・複雑化により、単一の部署だけでは解決できない課題が増加している。多様化する市民ニーズや複雑化する行政課題に対して、的確かつ迅速に対応できる組織体制の仕組みづくりが必要である。				
取組内容	・庁内横断的プロジェクトチームの編成や、関係各課での連絡会議等の開催など、必要に応じた組織体制を構築する。				
成果目標	行政課題や新たな施策へ迅速に対応できる組織体制を確立し、人材の持つ知識や経験等の有効活用により、組織力の向上を図る。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒

③ 給与等の適正化と時間外勤務の縮減

職員の給与については、国、県及び他の地方公共団体との均衡に配慮しながら、適正に見直しを行います。また、仕事と生活の調和及び事務事業の効率的な執行の観点から、時間外勤務の縮減に努め、ワークライフバランスの推進や経費の節減を図ります。

項目番号	35	主管課	総務課		
実施項目	給与・報酬等の適正化				
現状・課題	給与は、人事院勧告に基づき国家公務員に準じて支給しており、今後も人事院勧告や近隣自治体と比較し、給与等の適正化に努める必要がある。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告に基づく給与制度の見直しを行う。 ・技能労務職については、業務実態や近隣の状況に基づき見直しを検討する。 				
成果目標	・人事院勧告に基づき、適正に給与の見直しを行う。				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	36	主管課	総務課		
実施項目	時間外勤務の縮減				
現状・課題	時間外勤務については、ノー残業デーや事務事業の見直し等により縮減に努めているが、近年増加傾向にある。職員の健康管理において時間外勤務の増加は大きな影響を与えるため、縮減に向けた継続的な取組みが必要である。				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の現状を把握するため、実態調査を行う。 ・超勤縮減に向けた事務事業見直し計画を作成する。 ・水曜日のノー残業デーを徹底し、職場長による声掛けを強化する。 ・月45時間超の職員に対し、職場長による長時間労働防止のための報告書を作成し、産業医の面談を実施する。 				
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の縮減により、ワークライフバランスの推進や経費の節減を推進する。 ・時間外勤務時間の20%の削減を目指す。(H28 53,351時間 1人当り160時間) 				
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34
	随時実施	⇒	⇒	⇒	超勤時間20%縮減目標

IV 安定的な財政基盤の確立

(1) 健全な財政運営の推進

① 計画的な財政運営

厳しい財政状況が見込まれる中、枠配分方式による経常経費の縮減と、臨時的経費については、事業の選択・重点化を進め、持続可能な財政運営の確立に努めます。また、統一的な基準による公会計の整備を行い、予算編成や推計等に活用し、計画的で健全な財政運営を推進します。

項目番号	37	主管課	企画財政課			
実施項目	持続可能な財政運営に向けた予算編成					
現状・課題	予算編成において、経常経費は各部による枠配分方式を実施し、臨時的経費は一件審査により編成している。枠配分方式開始から3年が経過し、毎年2%の減額を行っているが、予算の削減に苦慮している状況にある。今後、交付税の縮減や公共施設の維持管理費の増加等、さらに厳しい財政運営が予想されるため、計画的な財政運営が必要である。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・枠配分方式を継続しつつ新たな手法を模索し、大規模事業の事前審査や施策評価による事業の選択・重点化を進め、持続可能な財政運営に努める。 ・中・長期的な視点で、財政計画を作成する。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期的な視点で財政計画を作成し、安定した財政運営を目指す。 ・経常収支比率の県内26市(政令市を除く)平均以下を維持する。(H28 88.9% 県内市平均 92.7%) 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	財政計画の作成 予算編成手法の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	
					経常収支比率 県内26市平均 以下目標	

項目番号	38	主管課	企画財政課、契約検査課			
実施項目	統一的な基準による公会計の整備と活用					
現状・課題	統一的な基準による公会計の整備については、固定資産台帳の整備や複式簿記による財務伝票の仕分けを行い、平成28年度決算より導入する。活用に当たっては、先進事例等を参考に、本市にあった活用方法を検討する必要がある。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳の更新、複式簿記による財務仕分けを行い、財務4表の確実な作成に努める。 ・先進自治体の取組事例を参考に、財政運営の基礎資料として予算編成等への活用を推進する。 					
成果目標	統一的な基準による公会計を整備し、計画的で健全な財政運営を推進する。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	公会計整備と活用	⇒	⇒	⇒	⇒	

② 歳入の確保

市民負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上に取り組むとともに、各種手数料について、受益者負担の適正化を推進します。また、ふるさと納税の推進をはじめ、新たな有料広告など創意工夫による自主財源の確保に努めます。

項目番号	39	主管課	税務課、健康づくり課、関係各課			
実施項目	市税・使用料等の収納対策の強化					
現状・課題	市税等の収納対策については、口座振替の推進やコンビニ収納を導入するなど収納率の向上に努めている。未納者についても、文書催告のほか、電話催告、夜間徴収、差押等を実施している。今後も市税等の収納率の向上に努める必要がある。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替やコンビニ納付等を活用し、納期内納付を推進する。 ・法令に基づき滞納整理を強化する。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・納期内納付の推進と滞納整理を強化し、市税等の収納率の向上を図る。 ・市税徴収率95%以上を目指す。(H28 93.9%) ・使用料等の未収額20%の削減を目指す。(H28 5,103万円) 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	随時実施	⇒	⇒	⇒	市税徴収率95%以上 使用料未収額20%減	

項目番号	40	主管課	市民課、環境衛生課、関係各課			
実施項目	手数料の見直し					
現状・課題	各種手数料等の単価は、県内市町村の中で低額なグループに位置し、合併後、窓口手数料の見直しは行っていない。指定ゴミ袋等の手数料についても、生ごみの分別開始及び新施設建設に向け、適正な料金への見直しが必要となっている。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市の状況や消費税増税、証明書のコンビニ交付の導入を踏まえ、手数料の見直しを行う。 ・一般廃棄物資源循環基本計画に基づく新ごみ焼却施設稼働時の焼却ごみ量を達成し、指定ごみ袋料金、清掃センターへの持込処分手数料の見直しを行う。 					
成果目標	各種手数料を適正な料金に見直し、受益者負担の適正化を推進する。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	各種証明手数料の見直し検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	ゴミ袋料金の見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	41	主管課	企画財政課、契約検査課、関係各課			
実施項目	ふるさと寄附金や広告事業等歳入の確保					
現状・課題	ふるさと寄附金の制度定着と返礼品の好評により、寄附額は年々増加している。また、市ホームページ等の有料広告や広告掲載による封筒の無料化などの歳入確保にも努めている。厳しい財政状況が見込まれる中、更なる自主財源の確保が必要である。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと寄附金を推進し、返礼品の充実やPRを行い自主財源の確保に努める。 新たな有料広告掲載手法を検討し、可能なものから実施する。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金や新たな財源の確保など、積極的に歳入の確保に努める。 ふるさと寄附金額2億円を目指す。(H28 1億2,400万円) 新たな有料広告等100万円以上の財源確保を目指す。(H28 67万円) 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	随時実施	⇒	⇒	⇒	ふるさと寄附金2億円目標 新たな財源100万円以上目標	

③ 歳出の見直し

各種団体への補助交付金については、第三者委員会による検証を行い、公平性・公益性・有効性の観点から適正化に努めます。また、他自治体との施設の共同利用や事業運営など広域連携を推進し、市民の利便性の向上と事務事業の効率化を図ります。

項目番号	42	主管課	企画財政課、関係各課			
実施項目	補助交付金の適正化					
現状・課題	補助金等の公益性や費用対効果の観点から、平成28年度外部評価委員会に補助金等検証部会を設置し、補助金等の検証を行った。今後も検証を行いながら、補助交付金の適正化に努める必要がある。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 補助交付金調書を引き続き作成し、公益性・公平性等把握し、予算編成に活用する。 第三者委員会による検証を定期的に行い、補助交付金の適正化に努める。 					
成果目標	第三者委員会による検証作業を進め、補助交付金の適正化、予算への反映に努める。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	補助交付金調書の作成	⇒ 検証	⇒	⇒	⇒ 検証	

項目番号	43	主管課	企画財政課、環境衛生課、関係各課			
実施項目	効果的な広域行政の推進					
現状・課題	有明定住自立圏において、合同の職員研修や施設の広域利用を行っている。日常生活圏の拡大や、複雑・多様化する行政課題に効果的・効率的に対応していくためには、広域連携の一層の推進が求められており、共通の課題や市単独で実施するよりも効果が高いものについては、近隣自治体と連携を図る必要がある。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の相互利用や業務の共同運用など、効果的・効率的に行える事業を検討し、市民の利便性の向上を図る。 ・オリンピックキャンプ地誘致などの広域的なプロジェクトについて、他市との連携により効果的に業務を推進する。 ・引き続き柳川市と連携し、ごみ処理施設及び葬斎施設の効率的な運用に努める。 					
成果目標	他自治体との広域連携により、効果的・効率的な行政運営を推進する。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

④ 公営企業等・第三セクターの経営健全化

水道事業は、安定して安全安心な水の供給ができるよう、効率的な施設の更新や維持管理に取組み、経営の健全化を図ります。公共下水道事業については、下水道への加入促進を図り、水洗化率の向上に努め、事業の推進と長期的に安定したサービスの提供に取組みます。また、企業会計へ移行し、経営の効率化と健全化に向けた取組みを進めます。第三セクターについては、経営状況を把握し、経営の健全化に努めます。

項目番号	44	主管課	上下水道課			
実施項目	上水道事業の推進					
現状・課題	本市の水道普及率は81.3%で、全国(97.9%)や県(94.0%)平均に比べ給水区域内の普及が進んでいない状況となっている。(類似団体平均は84%)とくに瀬高地区と山川地区については、普及率の向上が必要である。また、老朽化施設の更新・耐震化や、水道料金の適正化も課題となっている。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工務店と連携し上水道普及のPRを強化する。 ・老朽施設の更新、耐震化を推進する。 ・新水道ビジョンを策定し、料金の見直しを行い水道事業の健全化に努める。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の更新、耐震化を計画的に推進するとともに、新水道ビジョンに基づき収支バランスを確保し、普及率の向上と継続した安定給水を目指す。 ・普及率について、瀬高地区85%(H28 80.1%)、山川地区60%(H28 50.6%)以上を目指す。 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	普及率の向上 新水道ビジョン の策定	⇒ 料金検討	⇒	⇒	⇒ 瀬高85%目標 山川60%目標 料金改定	

項目番号	45	主管課	上下水道課			
実施項目	下水道事業の推進					
現状・課題	下水道普及率は汚水処理人口20,461人(53.4%)で、接続率は、公共下水道79.6%、農業集落排水73.4%、流域下水道56.2%である。流域下水道の整備状況は、76.0h、整備率26.2%となっており、H37年の事業完了に向け計画的な整備の推進が必要である。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道の整備を引き続き計画的に進めていく。 整備完了地区については、接続の普及、経営の適正化に努める。 適正な料金の見直しを検討する。 					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備及び浄化槽設置促進による水洗化人口の増加と料金の適正化を推進する。 下水道水洗化人口2,770人を目指す。(H28 1,990人) 浄化槽水洗化人口19,959人を目指す。(H28 16,359人) 					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	普及率の向上	⇒	⇒	⇒	下水道水洗化人口 2,770人目標 浄化槽水洗化人口 19,959人目標	
	料金検討	⇒	⇒	⇒	料金改定	

項目番号	46	主管課	上下水道課			
実施項目	公営企業会計の適用の推進					
現状・課題	下水道事業や浄化槽の整備促進、老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれる中、下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには、公営企業会計を導入し、自らの経営状況、資産等を的確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に取り組んでいく必要があります。					
取組内容	下水道事業の経営状況の明確化を図るため、企業会計へ移行する。また、移行後は企業会計による財務諸表を作成し、経営の健全化に努める。					
成果目標	平成31年度に公営企業会計へ移行し、経営状況、資産等を把握することで、財政の健全化を図り、安定した市民サービスの提供を目指す。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	移行準備	公営企業会計 の導入	経営状況分析・ 改善	⇒	⇒	

項目番号	47	主管課	上下水道課、健康づくり課、介護支援課			
実施項目	一般会計からの繰出金等の抑制					
現状・課題	後期高齢者医療や介護保険などの特別会計は、高齢化や医療費・介護給付費の増加に伴い、繰出金の増加が課題となっている。 公営企業会計においては、会計収支を補てんしているため、経営努力による繰出金の抑制が必要である。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・独立採算が強く求められる公営企業については、徹底的なコスト削減や効率化、歳入の確保に努め、一般会計繰出金の縮減を図る。 ・住民健診や介護予防事業を推進し、重症化による医療費及び介護給付費の増加を抑制し、一般会計繰出金の縮減を図る。 					
成果目標	公営企業、特別会計の経営の健全化により、一般会計繰出金を抑制し、財政負担の軽減を推進する。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	48	主管課	エネルギー政策課、農林水産課			
実施項目	第三セクターの経営の健全化					
現状・課題	本市が50%以上出資している第三セクターは、(株)道の駅みやま、みやまスマートエネルギー(株)です。道の駅みやまは毎年売上が増加し、本市に配当金や寄附金が入るなど堅調に推移している。みやまスマートエネルギーは設立して間もなく、今後経営状況等、注視していく必要がある。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第三セクターについて、経営状況の把握に努め、出資者の立場から助言を行い、経営の健全化に努める。 					
成果目標	市が出資する第三セクターの経営健全化を推進し、事業効果の最大化を目指す。					
年度目標	H30	H31	H32	H33	H34	
	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

資料編

行政改革大綱策定の経緯

■行政改革推進本部

第1回	平成29年 4月27日	推進委員会、作業部会の設置について他
第2回	平成29年 5月25日	行政改革実施計画の見直し項目について他
第3回	平成29年 7月26日	行政改革実施計画施策別一覧表について他
第4回	平成29年 8月25日	行政改革大綱（素案）について他
第5回	平成29年11月21日	行政改革大綱（案）について他
第6回	平成30年 2月13日	行政改革大綱（最終案）について他

■行政改革推進委員会

第1回	平成29年 7月12日	委嘱状交付、第2次行政改革大綱について他
第2回	平成29年 8月 9日	市の財政状況、行政課題について他
第3回	平成29年 9月27日	行政改革大綱（素案）の諮問、協議について他
第4回	平成29年10月23日	行政改革大綱案審議他
第5回	平成29年11月15日	行政改革大綱実施計画案審議他
第6回	平成29年12月15日	行政改革実施計画（案）の修正について他
答 申	平成29年12月27日	第3次みやま市行政改革大綱（案）について

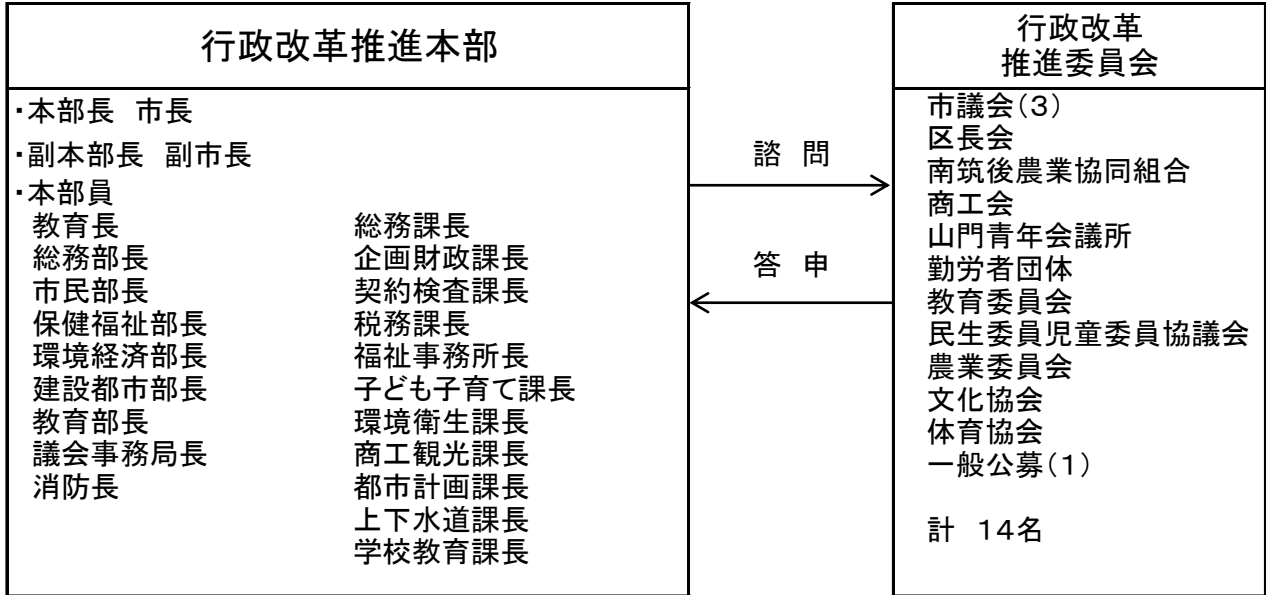
■行政改革推進本部作業分科会

平成29年 6月 9日 }	市民協働部会	7回開催
	組織部会	7回開催
平成29年 8月22日	財政分科会	7回開催

■パブリックコメント

平成30年1月10日～平成30年2月9日

みやま市行政改革推進体制



作業部会(庁内ワーキングチーム)		
市民協働部会	組織部会	財政部会
総務課庶務係長 人権・同和对策室長 高齢者支援係長 子ども子育て係長 商工観光係長 文化スポーツ推進係長	人事係長 福祉事務所副所長 建設課庶務係長 都市計画係長 学校教育係長 消防本部総務課庶務係長	文書法制係長 財政係長 契約検査係長 収納係長 企業誘致推進室長 上下水道課庶務係長

事務局: 企画財政課 企画・地方創生係

みやま市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやま市附属機関の設置に関する条例（平成19年みやま市条例第27号）第3条の規定に基づき、みやま市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 委員会は、市の行政改革の進捗状況について報告を受け、必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、第2条に規定する事務が終了したときは、そのときまでを任期とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故がある場合は、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

第3次みやま市行政改革推進委員会委員名簿

役職名	氏 名	選 出 団 体 等
委 員 長	徳 永 重 遠	みやま市議会
委員長代理	吹 春 慶 一	みやま市体育協会
委 員	末 吉 達二郎	みやま市議会
	奥 蘭 由美子	みやま市議会
	芳 野 征 稔	みやま市区長会
	前 原 カズ子	南筑後農業協同組合
	菅 原 知 江	みやま市商工会
	末 吉 恵美子	山門青年会議所
	木 庭 誠	勤労者団体
	堤 央 宜	みやま市教育委員会
	坂 田 富太郎	みやま市民生委員児童委員協議会
	徳 永 順 子	みやま市農業委員会
	久保田 毅	みやま市文化協会
	橋 本 政 行	一般公募

29み企企第662号
平成29年9月27日

みやま市行政改革推進委員会
委員長 徳永 重遠 様

みやま市長 西 原 親

第3次みやま市行政改革大綱について（諮問）

みやま市行政改革推進委員会規則第2条第1項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

1. 第3次みやま市行政改革大綱（素案）について

平成29年12月27日

みやま市長 西原 親 様

みやま市行政改革推進員会

委員長 徳 永 重 遠

委員長代理	吹 春 慶 一
委員	末 吉 達二郎
委員	奥 菌 由美子
委員	芳 野 征 稔
委員	前 原 カズ子
委員	菅 原 知 江
委員	末 吉 恵美子
委員	木 庭 誠
委員	堤 央 宜
委員	坂 田 富太郎
委員	徳 永 順 子
委員	久保田 毅
委員	橋 本 政 行

第3次みやま市行政改革大綱（案）について（答申）

平成29年9月27日付でみやま市長から諮問のあった第3次みやま市行政改革大綱（案）、及び大綱（案）に基づき策定された第3次みやま市行政改革大綱実施計画（案）について、本委員会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり成案を得ましたので次のとおり答申します。

答 申

みやま市は、平成19年1月の3町による合併以降、これまで2次にわたる行政改革の取組みが進められ、その成果は一定の評価に値するものであります。

一方、本市を取り巻く社会経済環境は変化し、生産年齢人口の減少や高齢化の進行などの影響により社会保障関係経費が増加するとともに、過去に建設された公共施設の老朽化対策が喫緊の課題となっています。歳入の大幅な増加が期待できない中、財政運営は今後一層厳しい状況になることが見込まれます。

このような中、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を行っていくことを目的に、第3次みやま市行政改革大綱を策定し、引き続き行政改革に取り組んでいくことは大変有意義であり、その成果を大いに期待するものであります。

今回諮問された第3次みやま市行政改革大綱（案）、また第3次みやま市行政改革大綱実施計画（案）について本委員会において審議した結果、その内容は第1次及び第2次の行政改革大綱による取組みの成果などを踏まえ、数値目標を設定するなど更なる改革の必要性を念頭に作成されており、概ねその内容を妥当と認め答申いたします。

最後に、市長におかれては行政改革推進本部長として引き続き強力なリーダーシップを発揮され、第3次みやま市行政改革大綱の実現に取り組んでいただきますようお願いいたします。

■ 用語解説

【あ行】

○ ICT

情報通信技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えたもの。ITの概念をさらに一歩進め、情報通信技術に通信コミュニケーションの重要性を加味しており、インフォメーション・アンド コミュニケーション・テクノロジーの略。

○ 有明定住自立圏

総務省が定めた「定住自立圏構想」に基づいて進めている、自治体間の広域連携のこと。近接する市町村がさまざまな分野で相互に連携・協力し、「定住」のための暮らしに必要な生活機能を圏域全体で確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培うことで、魅力あふれる地域づくりを進め、圏域全体を活性化しようとする取組み。大牟田市を中心市として、近接する柳川市、荒尾市、南関町、長洲町と本市を含めた4市2町で構成している。

○ SNS

社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。日記やメッセージなどを通じて友人や知人、共通の趣味を持つ人達との交流を目的とする。ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。(フェイスブック、LINE等)

【か行】

○ 合併算定替

市町村の合併が行われた場合、スケールメリットによりさまざまな経費の節約が可能になるため、一般的には基準財政需要額が減少し、ひいては地方交付税額も減少する。しかしながら、合併による経費の節減は合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併後一定の期間は別々の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下回らないようにし、合併により交付税上不利益を被ることのないよう配慮している。これを「合併算定替」という。

○ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出に充てられた一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源の総額に占める割合をいう。この数値が低いほど、弾力性のある財政運営がなされているといえる。

○ 公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、財政負担の軽減・平準化とともに公共施設等の安全確保を目的として、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する基本的な方針となる計画。

【さ行】

○ 再任用制度

本格的な高齢化社会に対応し、年金制度の改正に合わせて65歳までの継続雇用と

年金との連携を図るため、地方公務員の再任用制度が設けられている。定年退職等により一旦退職した者で、再任用を希望する者について任期を定め、再度採用する制度。

○ 指定管理者制度

公の施設（文化施設、公園など）の管理・運営について、地方公共団体やその外郭団体のほか、株式会社をはじめとする営利企業・財団法人・NPO法人などに包括的に代行させることができる制度。

○ シティプロモーション

将来にわたってまちの活力を維持するとともに、持続的に発展するため、まちの魅力づくりを推進し、それを内外に向けて発信する活動をいう。

○ 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人物であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）をいう。住民登録がある全ての者に12桁の個人番号が付番され、社会保障や税の手続き、災害対策など、法律で定められた事務に限って利用される。

○ 人材育成基本方針

市の将来像や行政のあり方を考えながら、職員に必要な心構えや能力の一層の向上、職務専門能力の養成、地方公務員としての基本的な心構えや公務員倫理を学ぶことを目的とし、長期的・総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するための方針。

○ 人事評価制度

個々の職員の目標、成果等を一定のルールや基準により客観的に判断し、職員の仕事上の行動や結果を評価する仕組み。地方公務員法の一部改正により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が規定された。

【た行】

○ 新地方公会計制度

従来の官庁会計（単式簿記・現金主義会計）に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度をいう。

○ 地方分権改革

地方公共団体が独自の判断で行政を推進することができるように、国から地方に行政権限や事務権限、財源を移すこと。

○ 特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」では、国の機関や地方公共団体を「特定事業主」と定め、職員が仕事と子育てを両立できるための支援を盛り込んだ「特定事業主行動計画」の策定を義務付けている。

【は行】

○ PDCA マネジメントサイクル

施策・事業の実行に際し、「計画をたて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) に基づいて改善 (Action) を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組みのこと。

【ら行】

○ 6次産業化

農林漁業者 (1次産業) が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得 (収入) を向上していくこと。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農産物などの生産だけでなく、食品加工 (2次産業)、流通・販売 (3次産業) にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとする取組み。

【わ行】

○ ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」の意。内閣府の定義では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の階段に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こととされている。



やってみやま!
project

しあわせつくる晴れのまち みやま

第3次みやま市行政改革大綱

平成30年2月発行

- 編集・発行 みやま市総務部企画財政課
〒835-8601
福岡県みやま市瀬高町小川5番地
TEL : 0944-64-1504 FAX : 0944-64-1507
URL : <http://www.city.miyama.lg.jp>